目　　次

第　２　号　（９月１２日）

１　出席議員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２　欠席議員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３　説明のための出席者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
４　職務のための出席者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
５　議事日程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
６　本日の会議に付した事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
７　議事
　開議　・・17
　日程第１　代表質問
　　城野　庄一　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　日程第２　一般質問
　　平谷　弘子　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
８　散会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第　２　号　　９月１２日（月）

出席議員（敬称略）　　１２　名

1番　高谷直樹	2番　谷口善治	3番　高橋宏介
4番　山本徹郎	5番　坪川伸理	6番　大浦和博
7番　城野庄一	8番　熊谷良彦	9番　加藤伊平
10番　喜村喜代治	11番　平谷弘子	12番　山本　優

欠席議員（敬称略）　　なし

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（敬称略）

町長	岩倉光弘		
副町長	北野　徹		
総務課長	関根將人	観光まちづくり課長	初一　剛
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	市村　誠	建設整備課長	新海昌弘

（教育委員会）

教育長	上田康彦	事務局長	中村勝典

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	森　貴之	書記	三原順子

議事日程（別紙のとおり）

会議に付した事件

代表質問

一般質問

開　　議

〔開会　　午前１０時００分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

代　表　質　問

○議長（喜村喜代治君）日程第１　代表質問を行います。

今期定例会で先の８月豪雨災害を受けて、議会として代表質問を行うことといたしました。私たち議員全員で選任した議員を議会代表として、一般質問以外の事案で質問することにいたしましたので、理事者各位のご理解とご了解をお願い申し上げます。

それでは、代表質問を行います。

７番、城野庄一君から発言を求められておりますので、これを許します。

城野庄一君。

〔７番（城野庄一君）登壇〕

○７番（城野庄一君）議長のお許しをいただきましたので、代表質問として５点に絞り、一括質問、一括答弁方式で質問させていただきます。

令和４年８月５日未明の集中豪雨災害発生以降、不眠不休の対応でライフラインの確保を図り、やっと一息つける状態にまで取り組んでこられたことに対し、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今回の集中豪雨災害で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害については、本当に急激な増水で対応が間に合わない状態であったことは言うまでもありませんが、被害者が１人も出なかったことが不幸中の幸いでありました。今後は今回の事象が基準となり、対応改善がなされていくものと考えます。

また、今までの防災訓練での対応が本当に役立ったのか、改善点はなかったかも今回の対応で見えてくるはずです。ぜひ生かしていただきたいと思います。

今回の災害後に、徒歩での移動も含め、可能な限り自分たちの目と耳と足で実態を確認させていただき、被害の甚大さを改めて実感した次第です。その際には多くの方々からいろんなご意見を頂戴し、臨時の議会全員協議会を開催し議員全員での

情報共有を図るとともに、町とも情報の共有をしっかり図ってまいりました。

議会としまして、今回の豪雨災害に対する対策について何点かをご質問し、町としての方針をお聞きしたいと存じます。

まず１点目ですが、今回の８月豪雨災害は、８月４日に一度出された土砂災害警戒情報が解除され、自主避難所を一度閉鎖した翌５日未明からの降雨の結果、改めて土砂災害警戒情報が発令され、午前７時には南条、今庄地区、同日午前７時３０分には河野地区住民に避難指示が出されました。避難指示を出した時間帯が平日の朝方ということで、多くの住民の方が告知放送や広報車での町からの災害情報の告知を聞くことができました。ただ、鹿蒜川や河野川が氾濫し住家に被害を及ぼしたのはその直後で、避難所への避難が間に合わず、垂直避難で難を逃れた方もいらっしゃいます。

今回の災害はたまたま朝方に発生をしましたが、災害は時間を選ばずに発生するものです。深夜、住民が寝静まった時間帯に土砂災害警戒情報が発令された場合などの町としての告知方法や、避難所体制などに対する対策の方針があれば、お考えをお伺いしたいと存じます。

２点目ですが、今回の豪雨災害においては、町の初動体制はよかったと思いますが、災害発生後の被災者からのお声では不満を口にされる方が多数いらっしゃいました。一例を挙げさせていただきますと、ご自宅を被災された方が町営住宅への一時入居の相談をした際に、公平性を図るためという理由で町営住宅への入居条件等、例えば敷金〇〇円、入居費〇〇円を１０日以内に支払う等について通常どおりの説明をされた。また、水道の復旧はいつ頃になるのかと問うても、全然めどが立たないとしか回答がなく、正確な日程までは無理でも、何日頃というように分かりやすく説明が欲しかった。さらに、いつまでもただにしろとは申しませんが、せめて自宅でお風呂に入れるようになるまでは入浴施設の割引を継続してほしい。断水が解消し復旧活動を始められるようになったが、泥だらけの家の清掃活動により水道料金が跳ね上がることなどが予想されるので、水道料金の減免をお願いしたいなど、いずれも生活を続けていく上で避けては通れない問題ばかりでした。

住民間の公平性が必要なことは理解できますが、住民に寄り添った災害時の対応の在り方、方策について、町長のお考えをお伺いいたします。

次に３点目ですが、今回の豪雨災害で被災され、住む家にも不自由されておられる方が多数いらっしゃいます。罹災証明を発行してもらっても、自分の家の場合に再建のために幾ら支援してもらえるのか具体的に分かっていないのが現状だと思います。災害救助法や被災者生活再建支援法、またその他、県や町の支援制度についての分かりやすい説明を、個別の相談会はもとより、ケーブルテレビ等を活用し広く被災者に周知をするお考えはないのか、お伺いいたします。

次に４点目ですが、南越前町で大きな被害となった鹿蒜川及び河野川ですが、今回の豪雨災害以前に同河川の浚渫が行われていたにもかかわらず、水量の急激な増加により堤防の決壊や越水があり、住宅や農地等に甚大なる被害をもたらしました。町や住民はまさかとの思いがあったと思われますが、洪水・土砂災害ハザードマップに記されているとおりの被害があったと思われます。県が管理する河川の鹿蒜川や河野川ではございますが、町は県に対し今後、鹿蒜川や河野川の改修についてどのように要望していくのか、お考えをお伺いいたします。

最後に５点目ですが、以前より孫谷―板取間の国道３６５号において、携帯各４社全てが不通になる区間があり、総務課に調査対応をお願いしておりました。通常であれは５分程度で対象区間を通過でき特段問題はありませんが、今回発生した豪雨災害等により北陸自動車道や国道８号の迂回路として、知事がツイッターで国道４７６号から３６５号の利用を促しておられました。もし電波の不感区間で立ち往生してしまうと救助要請もできません。今後、町として栃ノ木峠にトンネルを掘り通年道路として考えておられるようですが、現時点での電波に関する調査の進捗状況と不感地帯解消に向けた今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの城野議員の代表質問にお答えをいたします。

８月の豪雨災害についての第１点目の深夜等発生の災害時の告知方法、避難所の体制について、お答えをいたします。

８月４日午後から５日未明にかけ猛烈な雨が町内に断続的に降り続いたことで、河川の急激な増水により越水や堤防の決壊が多数発生をいたしました。

４日午後に避難所を開設し広く避難を呼びかけましたが、午後７時４０分の土砂災害警戒情報の解除と併せ午後８時に閉鎖いたしました。しかし、この５日未明から再び大雨となり河川氾濫のおそれがあることから、速やかに屋内外の音声告知器、広報車により垂直避難を呼びかけました。この大災害の中で一つの命も亡くすことがなかったことは、町民の皆様方が日頃から災害に備えまして、防災に対する深い認識をお持ちいただいたことと深く感謝を申し上げるところであります。

今後、避難所への移動が危険となる前に気象庁や福井県の情報を収集、分析をし、あらかじめ避難所を開設しまして避難を呼びかけるとともに、警報等の解除のみを判断基準とせずに運営してまいりたいと思います。また、深夜の避難が必要となった場合は、自宅周辺の安全な場所をあらかじめ確認していただき、垂直避難等の周知をしてまいりたいと思います。

今回の大災害を糧とし、自主防災組織の積極的な設立を促し、集落とともに災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

２点目の住民に寄り添った災害時の対応の在り方について、お答えをいたします。

南越前町の災害対策本部における協議を経まして、町営住宅に一時的に入居を希望される避難者には空き部屋を、敷金の不要、そして使用料３か月間無償で対応させていただいておりますが、被災直後の入居相談の際には、丁寧な説明が欠けていたことをお詫び申し上げたいと思います。

また、断水した水道施設の復旧に向けた対応でありますけれども、管路の大半が国道、県道に埋設、添架しているため、管路の断絶や流出など想定外の大規模な被害であったということや、世界規模の原材料不足から資機材の確保等に相当の時間を要した上、応急的な工事で対処したため、復旧見通しの周知については慎重な判断が必要であったということをご理解いただきたいと思います。

なお、水道料金の減免につきましては、罹災証明書の発行を受けた世帯に対しまして８月分の基本料金の減免措置を講じてまいりたいと思います。

また、断水によって入浴が困難となった被災者を対象に町内の温泉施設を無料でご利用いただきました。その後、断水が段階的に解消されましたが、被災により入浴が困難な方々に対しましては、８月末まで無料利用を継続させていただきました。さらに、罹災証明書発行に併せ１世帯に入浴券１０枚を配布させていただいたところであります。

また、この災害発生以来、職員も被災者の目線で被災者に寄り添った丁寧な対応を心がけているところであります。

３点目の支援制度の周知についてであります。

今回の豪雨により被災した住家は、全壊が７戸、半壊が５３戸、準半壊や床上浸水は７８戸、床下浸水９２戸で合わせて２３０戸であります。

この災害に対しまして、災害救助法、そしてまた被災者生活再建法の適用を受けたことで、被災住家の応急修理や建て替え、補修などに対する助成制度が活用できます。この助成制度の対象者には、罹災証明書の発行時に支援申請の手続きにつきまして併せてご案内をいたしました。さらに、確実に周知するために広報紙、ＳＮＳ、ホームページ、ケーブルテレビなどで助成制度を紹介し、現在、支援申請に関する相談、問合せを多くの方からいただいております。

さらに、９月定例会最終日１６日には、被災住家の解体や被災空き屋等の補修など被災者の生活再建を支援する様々な制度の関連予算をご提案させていただく予定であります。

それらの各制度の適用については、被災者の相談窓口を総務課、そしてまた各事務所に設けまして、個々の被災状況や生活再建に対するお考えをお聞きしながら、

それぞれに最善の支援策をご提示していきたいと考えております。

それぞれの被災者の状況や生活環境に寄り添い、一日でも早く日常の生活を取り戻していただけるよう、職員が一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

次に、４点目の鹿蒜川の改修についてお答えをいたします。

今回の豪雨による鹿蒜川、河野川の被害箇所の多くは、福井県の管理区域であります。現在、福井県においては堤防の決壊箇所に大型土のうを設置し、台風等の到来による降雨増水に対する応急の対応工事を実施していただいております。

今後、災害査定に向けて本格復旧に関する工法など検討を急いでいるところであります。

このような中、町としましては、まずもって住民の安全・安心を第一とした再度の災害を防止するための改修工事、そして町の早期の復旧・復興に向けた災害復旧事業の一日も早い実施を要望し、全力で取り組んでいるところであります。

なお、５つ目のご質問の携帯電話不感地帯の解消に向けた今後の取組については、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根將人君） 携帯電話不感地帯解消に向けた今後の取組につきまして、お答えさせていただきます。

ご承知のとおり国道３６５号は、北陸と近畿、中部を結ぶ幹線道路でございます。防災面でも大変重要な道路でございます。

しかしながら、孫谷と板取の間の一部で携帯電話の通話に支障を生じているということから、携帯電話サービスの主要４キャリアの通信状況を各社に照会させていただくとともに、我々としましては現地で各社の通信状況を調査いたしました。

その結果、各社が通信不能であるということは確認できたものの、現在の各社の設備では改善することが技術的に困難ということが判断され、この区間の不感解消には新たな電話基地局の設置が必須ということになりました。そのことから、今年の春に県を通じまして、総務省に対して携帯電話等エリア整備事業の採択を要望させていただいております。

また、このような町の要望活動を受け、キャリアの１社が新規基地局建設に向けて検討中であるという情報も得ましたことから、このたびの豪雨災害を踏まえ、改めて来月、県とともにキャリア各社及び北陸総合通信局に対します要望活動に取り組みまして、孫谷―板取間の携帯電話の不感地帯解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）城野庄一君。

○７番（城野庄一君）今月の８月豪雨災害の爪痕が残る中、台風シーズンを迎え新たな災害が、また数か月後には降雪も予想され住民生活にも不安が残りますが、連日、大勢のボランティアの皆様のご活躍で、明日への希望をいただいたのも事実でございます。

住民の皆様もいま一度、南越前町のハザードマップをご確認いただき、備える取組みも必要と痛感をいたしました。しかしながら、住民の皆様だけではできる対応には限度がございます。その上で、新たな災害による被害を引き起こさないためにも、南越前町の全住民の皆様による最大限の準備や対策を講じていただくよう切に希望するものでございます。

終わりに、今回の豪雨災害に伴い多くの方が被災するとともに、農作物の被害、道路などの社会インフラの被害など、通常の生活が戻るまでにはしばらく時間がかかるものと危惧しておりますが、とりわけ農地に関しては一日も早い復興を成し遂げていただき、今までのような平穏な生活に戻り、住民に安心・安全を与えていただくよう願って、代表質問を終わりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）これにて代表質問を終わります。

一　般　質　問

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第２　一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて１議員４５分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願いいたします。

一般質問は、平谷弘子君から通告がありましたので、発言を許します。

１．ごみ収集における町内の格差是正について

１１番　平谷弘子君。

〔１１番（平谷弘子君）登壇〕

○１１番（平谷弘子君）　ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

一般質問の前に、まずもって８月５日の豪雨災害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く以前のように笑顔が戻られますよう切に願っ

ております。

では早速ですが、今回の一般質問は、南条地区の資源ごみ回収日についてでございます。

南条町、今庄町、河野村の２町１村が合併してはや１７年が経過しております。合併以来、私たちは「南越前町は一つ」と口癖のように言ってまいりました。歴代町長、そして現在の岩倉町長もその信念であらゆる町政に取り組まれ、新しいところでは、難解な中学校統一問題にも果敢に挑まれ、今年の春には南越前中学校が開校いたしました。今後も、その信念を持って町政に臨まれることと信じております。

そこで今回、喫緊の課題として取り上げますのは、大変残念なことに地域格差の一つとして残っているごみ収集の問題であります。

今庄地区や河野地区では、月２回の資源ごみ回収を行っております。南条地区では、缶、瓶、ペットボトル、蛍光灯、電池などの資源ごみ回収がいまだ月に１回しかないのです。

なお、合併直後には、南条地区の皆さんにもその機会がありましたが、南条地区のその当時の区長さんたちの話し合いで、その当時は要らないという返事もあったと聞き及んでおります。しかしながら、その当時とは環境等も比べものにならない現実もあり、特に南条地区には団地も増え、新しい家には昔の家のようにごみを保管しておく小屋や倉庫もございません。ですが、今年も猛暑日が続き、また各家庭では水分補給のため、またコロナ対策として、ペットボトル飲料の消費が増えております。

このような状況でありますので、どうか待ったなしの問題と捉えていただきまして、町長の明快で簡潔なる答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの平谷議員の南条地区の資源ごみ回収について、お答えをいたします。

この資源回収の回数につきましては、町村合併時より旧町村の回数を継承しまして現在に至っているというところであります。

しかしながら、平谷議員のご指摘のとおり、南条地区については町の住宅施策において新興住宅が増えているとともに、近年の異常気象に伴う熱中症に対する対策あるいは新型コロナウイルス感染症対策として自宅で過ごされる機会が増えまして、ペットボトル飲料や飲料水の需要は増えていると認識をいたしております。

一方で、南条地区の集落の一部では、空き缶、空き瓶、ペットボトルや有害ごみ

などを出す際に種類に応じて様々な回収条件があることから、区民による立合いを行って適正に分別をしている集落もあると聞いております。

今後は、資源回収の回数を従来の月１回から月２回にすることについて、南条地区の集落区長の意見をお聞きし、また南越清掃組合と協議をしながら、来年度の実施に向けて前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 平谷弘子君。

○１１番（平谷弘子君） 確かに町長も今お返事ありましたように、間違いなく南条地区の一部のところですが、１７、８年前には立会いがどうしてもいると。何か日当まで渡されていた地区もございましたようでございます。それも私もちょっと調べてまいりましたので、そのように聞き及んでおりますが、やはり先ほどから言っておりますようにコロナの大きな問題もありますので、どうしても月２回は何とかしてあげたいなと思いましたので、どうかひとつそのお気持ちをよろしくお願いをいたしまして、今回の私の一般質問終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて平谷弘子君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

閉　　議

○議長（喜村喜代治君）　以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会　午前１０時３３分〕